最低工賃の改正決定に関する公示 鳥取労働局最低工賃公示第1号

家内労働法(昭和45年法律第60号)第10条の規定に基づき、鳥取県和服裁縫業最低工賃(平成26年鳥取労働局最低工賃公示第1号)の全部を次のように改正する決定をしたので、同法第12条第1項の規定により公示する。

令和6年7月31日

鳥取労働局長 平川 雅浩

鳥取県和服裁縫業最低工賃

- 1 適用する家内労働者 鳥取県の区域内で和服裁縫業に係る手縫い による仕立ての業務に従事する家内労働者
- 2 適用する委託者 前号の家内労働者に前号の業務を委託する委託 者
- 3 第1号の家内労働者に係る最低工賃額 次の表の左欄に掲げる品 目及び中欄に掲げる規格の区分に応じ、1枚(帯にあっては1本)に つき、右欄に掲げる金額

> C \ \\ \\ \\ \\ \\ \\ \\ \\ \\ \\ \\ \\	<u> </u>		
品目	規格		金額
	生地	仕立て方	
振りそで	絹	あわせ	26, 400 円
留めそで	絹	あわせ(比翼・グシ付き)	29,800円
訪問着	絹	あわせ	21,500円
付け下げ	絹	あわせ	18,400 円
長着	絹	あわせ	16,500円
	ウール	ひとえ	9,900円
羽織	絹	あわせ	11,900円
7分コート又は 雨コート	絹	あわせ又はひとえ	15, 100 円
長じゅばん	絹	無双ひとえ	9,400 円
	合成繊維	無双ひとえ	8,100円
名古屋帯	絹	8寸まつり	4,300 円
		9寸しん入り	5,300円
袋帯	絹	しん入り	5,000円
ゆかた	綿	ひとえ	9,000円

4 効力発生の日 令和6年8月30日